

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【公表番号】特表2008-541813(P2008-541813A)

【公表日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2008-047

【出願番号】特願2008-512834(P2008-512834)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/168 (2006.01)

A 6 1 M 39/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/14 4 0 1

A 6 1 M 5/14 4 5 9 F

A 6 1 M 5/14 4 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月19日(2009.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

流体分配ユニット(17)と、患者静脈に流体を分配するために設けられる投薬装置との間で流体接続を確立するための所定長さの管を備える使い捨てセット(5)であって、前記使い捨てセットは、分配ユニットから前記投薬装置に流体接続を確立するための所定長さの管(15)を含み、

前記管(15)は、第1管部(1)および第2管部(10)を含み、

前記第1管部(1)は、第2管部(10)の第2端部(9)への接続を第1端部(4)で確立し、かつ、分配ユニットへの接続を第2端部(14)で確立し、

第2管部(10)は、投薬装置および患者への接続を第1端部(6)で確立し、かつ、第1管部(1)への接続を第2端部(9)で確立し、

前記第1管部(1)は、分配ユニット(17, 18)から投薬装置への流体の流通を許容し、かつ、投薬装置から分配ユニットへの流体の逆流を阻止する一方向バルブ(3)を備え、

第1管部の第1端部(4)と第2管部(10)の第2端部(9)とは、着脱自在な接続装置(11, 12)によって液が漏れない方法で互いに流体接続し、

着脱自在な接続は、着脱自在な接続の離脱位置にある着脱自在な接続装置の方向で、前記患者から前記第2管部(10)への逆流を許容し、着脱自在な接続の接続位置にある着脱自在な接続装置(11, 12)の方向で前記患者から前記第2管部への逆流を阻止するように備えられることを特徴とする使い捨てセット。

【請求項2】

前記着脱自在な接続装置は、第1接続部(11)と第2接続部(12)とを備え、

前記第2接続部(12)は、前記第2管部(10)の第2端部(9)に固定され、

前記第1接続部(11)は、前記流体が前記一方向バルブから前記第2管部(10)の方向に流れる前記一方向バルブ(3)の排出側(2)に設けられることを特徴とする請求項1の使い捨てセット。

【請求項3】

前記第1接続部(11)は、第2管部(10)側を向く前記一方向バルブの第1端部に配置されることを特徴とする請求項2の使い捨てセット。

【請求項4】

着脱自在な接続装置(11,12)がルアーコネクタであることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項の使い捨てセット。

【請求項5】

第1接続部(11)が、第2接続部(12)の対応するダクト(13)に少なくとも部分的に液が漏れない方法で収まり、前記第1および前記第2接続部の間で流体接続を確立する第1ルアーロックフランジを備えることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項の使い捨てセット。

【請求項6】

ダクト13の外壁および前記第1ルアーロックフランジを囲む外周壁(16)の内面の差込結合(bayonet coupling)またはネジ式結合によって、前記第1および第2接続部(11,12)が、前記液が漏れない方法で接続することを特徴とする請求項5に記載の使い捨てセット。

【請求項7】

前記第2管部(10)が、前記第1管部(1)の長さに比べて長い長さを有することを特徴とする請求項1から6のいずれか1項の使い捨てセット。

【請求項8】

管部(1,10)が小さい半径を有することを特徴とする請求項1から6のいずれか1項の使い捨てセット。

【請求項9】

前記投薬装置が注射針であることを特徴とする請求項1から8のいずれか1項の使い捨てセット。

【請求項10】

請求項1から9までのいずれか1項に記載の使い捨てセットを含む流体分配システム。